

向麻山公園における斜面崩壊予防等請求事件について

これまで、公園を管理する公共団体の責務として、亀裂発生の原因やその変状を調査するとともに、崩落防止のため、応急対策工事を行うなど、吉野川市として、出来る限りの対応をしてまいりました。

しかし、訴訟相手側は、自らで具体的な対策を一切とらないばかりか、吉野川市が現況調査のため、敷地内へ立ち入ることすら拒否している状況です。

このようなことから、今回の提訴は、公園利用者のみならず、斜面崩落によって付近住民の生命・身体・財産に被害が及びかねない状況に鑑み、徳島地方裁判所に訴状提出に至った次第でございます。

平成30年4月20日

吉野川市長 川真田 哲哉